

ごみ収集車両による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めること
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙の
とおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年（2024 年）6 月 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

ごみ収集車両による物損事故に係る損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年（2024 年）4 月 4 日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

ごみ収集課車両による物損事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 事故発生年月日 | 2021年11月4日 |
| 2 | 事故発生場所 | 東京都町田市大蔵町1880先 |
| 3 | 事故の概要 | ごみ収集車両が後退の際に電柱に衝突し、破損させたもの |
| 4 | 事故の種別 | 物損事故 |
| 5 | 被害者の住所 | 東京都港区西新橋三丁目22番地8号 |
| 6 | 被害者の氏名 | 東日本電信電話株式会社 東京事業部 設備部長 瀬川浩司 |
| 7 | 損害賠償の額 | 542,786円 |